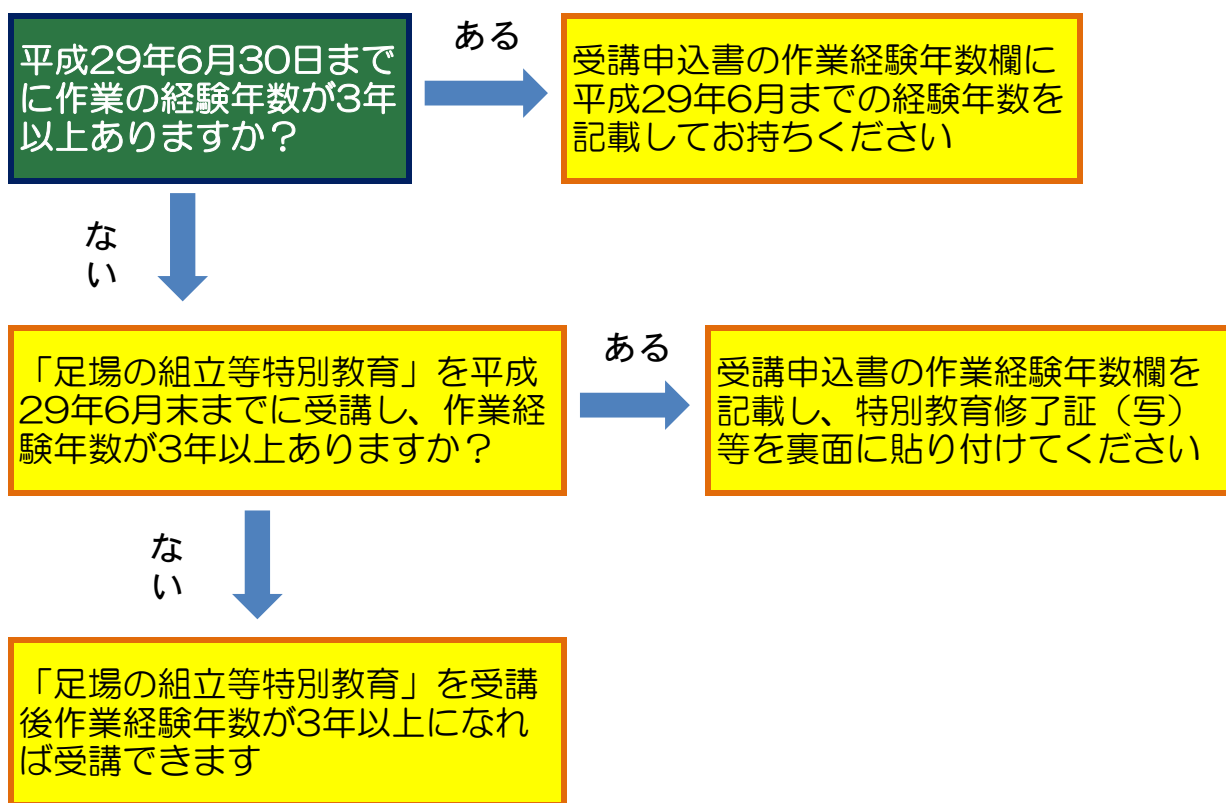


「足場の組立て等作業主任者技能講習」の 受講申込みをされるみなさまへ

- 「足場の組立等特別教育修了証」等の添付のお願い-

平成30年2月1日付広島労働局からの通達により作業の経験年数に平成29年7月1日以降を含む場合、足場の組立等特別教育の受講証明《修了証（写）・教育手帳の該当部分（写）・実施事業者（元請又は事業者）の受講証明等》が必要になりました。



- 満18歳に満たないと年少者には、足場の組立等の業務は禁止されていますので、作業経験年数は満18歳に達してからの年数をご記入ください。
- 平成27年7月1日以降に初めて足場の組立等の業務に従事した者は、「足場の組立等特別教育」の修了証等の写しの添付が必要です。
- 平成8年7月以降に生まれた方は、「足場の組立等特別教育」を受講していないと「足場の組立等作業主任者技能講習」を受講できません。

ただし、下記の特別教育の受講の全部を省略できる方は除きます。

- ・ 建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した者、居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した者等足場の組立等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第1条各号に掲げる者
- ・ とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者
- ・ とび科の職業訓練指導員免許を受けた者